

○文部科学省令第四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第三項及び第五項第二号、同条第八項第三号（同法第六十七条の三第六項において準用する場合を含む。）並びに第六十七条の三第三項、第四項第三号及び第八項（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）並びに著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第六十条及び第七十条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

文部科学大臣 松本 洋平

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章〜第七章 [略]

第七章の二 著作物等の利用の裁定に関する手続（第四条の六―第四条の十三）

第八章〜第十章 [略]

第十章の二 図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二條の四―第二十二條の五の二）

第十章の三〜第十三章 [略]

附則

第七章の二 著作物等の利用の裁定に関する手続

（著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請）

第四条の六 法第六十七條第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名

二 申請者の連絡先

三 申請者が法第六十七條第二項に規定する国等に該当するときは、その旨

四 法第六十七條の二第一項の規定により著作物を利用するときは、その旨

2| 法第六十七條第三項第三号の文部科学省令で定める資料は、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料（当該著作物の体様を明らかにするため必

改正前

目次

第一章〜第七章 [同上]

第八章〜第十章 [同上]

第十章の二 図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二條の四・第二十二條の五）

第十章の三〜第十三章 [同上]

附則

「章を加える。」

要があるときに限る。)とする。

(著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定において定める事項)

第四条の七 法第六十七条第五項第二号の文部科学省令で定める事項は、同条第一項の補償金の額とする。

(著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定後の公表事項)

第四条の八 法第六十七条第八項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六十七条第一項の裁定のあつた年月日
- 二 申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所
- 三 法第六十七条第一項の補償金の額

(未管理公表著作物等の利用に関する裁定の申請)

第四条の九 法第六十七条の三第三項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の役職名及び氏名
- 二 申請者の連絡先
- 三 申請者が法第六十七条の三第十一項に規定する国等に該当するときは、その旨

2) 法第六十七条の三第三項第三号の文部科学省令で定める資料は、申請に係る著作物の図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料(当該著作物の体様を明らかにするた

め必要があるときに限る。)とする。

〔未管理公表著作物等の利用に関する裁定において定める事項〕

第四条の十 法第六十七条の三第四項第三号の文部科学省令で定める事項は、同条第一項の補償金の額とする。

〔未管理公表著作物等の利用に関する裁定後の公表事項〕

第四条の十一 法第六十七条の三第六項において準用する法第六十七条第八項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六十七条の三第一項の裁定のあつた年月日
- 二 申請者が法人である場合にあつては法人の名称及び住所
- 三 法第六十七条の三第一項の補償金の額

〔未管理公表著作物等の利用に関する裁定の取消時の通知事項〕

第四条の十二 法第六十七条の三第八項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六十七条の三第九項に規定する取消時補償金相当額
 - 二 法第六十七条の三第七項の著作権者に対する通知にあつては、著作権者が同条第九項の規定により弁済を受け、又は同条第十一項の規定により支払を求めることができる機
- 関の名称

〔著作隣接権への準用〕

第四条の十三 第四条の六から前条までの規定は、法第百三条において法第六十七条第三項、第五項及び第八項、法第六十七条の二第一項（ただし書を除く。）並びに第六十七条の三第三項、第四項、第六項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条の六第一項第四号、同条第二項、第四条の九第二項	著作物	実演、レコード、放送及び有線放送
第四条の六第一項第四号、第四条の八第一号及び第三号、第四条の十一第一号及び第三号	法	法第百三条において準用する法
第四条の十二第二号	著作権者 同条第九項	著作隣接権者 法第百三条において準用する法第六十七条の三第九項

（著作権等保護振興事業のために支出すべき図書館等公衆送信補償金の額の算出に用いる割合）

第二十二條の五の二 令第六十條の文部科学省令で定める割合

「条を加える。」

は、五割とする。

〔著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額の算出に用いる割合〕

第二十二條の十一の二 令第七十條の二各号列記以外の部分の文部科学省令で定める割合は、三割とする。

2] 令第七十條の二第一号の文部科学省令で定める割合は、百分の十とする。

3] 令第七十條の二第二号の文部科学省令で定める割合は、百分の三十とする。

〔確認等事務の結果の送付〕

第二十二條の十九 登録確認機関（法第四百四條の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節及び第二十三條において同じ。）は、同條第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同條第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二條の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第四百四條の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二條の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

（印紙納付）

第二十三條 法第六十七條第四項（法第六十七條の三第六項及び第百三條において準用する場合を含む）、法第四百四條の四十

〔条を加える。〕

（確認等事務の結果の送付）

第二十二條の十九 登録確認機関（法第四百四條の三十三第一項に規定する登録確認機関をいう。以下この節において同じ。）は、同條第三項の規定による文化庁長官への送付（以下この節において「送付」という。）を行うときは、要件確認（同條第一項第二号に規定する要件確認をいう。第二十二條の三十一第一項第五号において同じ。）及び使用料相当額算出（法第四百四條の三十三第一項第三号に規定する使用料相当額算出をいう。以下この節において同じ。）の結果を記載した書面に第二十二條の三十一第一項第一号に規定する裁定の申請に係る受付番号を記載するものとする。

（印紙納付）

第二十三條 法第七十條第一項、第七十八條第五項（法第八十八條第二項及び第四百四條において準用する場合を含む。）及

七の規定により登録確認機関に手数料を納付する場合を除く。
。）、第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条
において準用する場合を含む。）及び第百七条の規定による
手数料は、収入印紙をもつて納付しなければならない。

び第百七条の規定による手数料は、収入印紙をもつて納付し
なければならない。

備考 表中の「」の記載及び標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、目次の改正規定（「第十章の二 図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四・第二十二条の五）」を「第十章の二 図書館等公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二条の四―第二十二条の五の二）」に改める部分に限る。）及び第二十二条の五の二の改正規定は、公布の日から施行する。